



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年12月26日月曜日 第2330号外1

◇ 目次 ◇

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例..... 1

愛媛県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例..... 2
愛媛県屋外広告物条例及び愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例..... 2

条 例

○愛媛県条例第55号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年12月26日

愛媛県知事 中村時広

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成21年内閣府・厚生労働省令第7号）、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下「府令」という。）及び食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第46号）に定めるもののほか、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>公衆衛生上講ずべき措置の基準</p> <p>1 営業の施設の管理</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 食品等の取扱い</p> <p>ア～サ 省略</p> <p>シ 食品、添加物、器具又は容器包装（以下「食品等」という。）の製造、加工、処理又は調理に当たっては、次の事項を実施すること。</p> <p>(7)・(イ) 省略</p> <p>(ウ) 原材料として使用していない特定原材料（<u>府令第1条第2項第7号</u>）に規定する特定原材料をいう。）が製造工程において混入しないように措置を講ずること。</p> <p>ス 省略</p> <p>(7)～(14) 省略</p> <p>2～6 省略</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）に定めるもののほか、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>公衆衛生上講ずべき措置の基準</p> <p>1 営業の施設の管理</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 食品等の取扱い</p> <p>ア～サ 省略</p> <p>シ 食品、添加物、器具又は容器包装（以下「食品等」という。）の製造、加工、処理又は調理に当たっては、次の事項を実施すること。</p> <p>(7)・(イ) 省略</p> <p>(ウ) 原材料として使用していない特定原材料（<u>省令第21条第1項第1号上</u>）に規定する特定原材料をいう。）が製造工程において混入しないように措置を講ずること。</p> <p>ス 省略</p> <p>(7)～(14) 省略</p> <p>2～6 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第56号

愛媛県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

愛媛県介護保険財政安定化基金条例（平成12年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 省略</p> <p style="text-align: center;">（償還期限の特例に関する読替え）</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">（処分の特例）</p> <p>3 <u>基金は、平成24年度に限り、第7条の規定にかかわらず、法附則第10条第1項の規定に基づき、その一部を処分することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 省略</p>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第57号

愛媛県屋外広告物条例及び愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成23年12月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県屋外広告物条例及び愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

（愛媛県屋外広告物条例の一部改正）

第1条 愛媛県屋外広告物条例（昭和39年愛媛県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（登録の申請）</p> <p>第31条 前条第1項の登録（同条第3項の更新の登録を含む。以下同じ。）を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者及び役員 の氏名）</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">（登録の拒否）</p> <p>第33条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号<u>又は次号</u>のいずれかに該当するもの</p> <p>(6)・(7) 省略</p>	<p style="text-align: center;">（登録の申請）</p> <p>第31条 前条第1項の登録（同条第3項の更新の登録を含む。以下同じ。）を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所 _____</p> <p>(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">（登録の拒否）</p> <p>第33条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号 _____ のいずれかに該当するもの</p> <p>(6)・(7) 省略</p>

2 省略

2 省略

(愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正)

第2条 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和60年愛媛県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(登録の拒否)</p> <p>第6条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6)・(7) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(登録の拒否)</p> <p>第6条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号 _____ のいずれかに該当するもの</p> <p>(6)・(7) 省略</p> <p>2 省略</p>

附 則

この条例は、民法等の一部を改正する法律(平成23年法律第61号)の施行の日から施行する。